



第1章 第2期都筑区地域福祉保健計画の策定にあたって

～人と人とのつながりが実感でき、お互いにささえあえる地域づくりを目指して～

1 計画の策定趣旨

少子・高齢化、核家族化の進展、経済状況の悪化、住民の価値観の多様化など地域社会を取り巻く状況は確実に変化しています。また、介護保険法や障害者自立支援法の施行など、福祉保健サービスは、公的なものから民間の多種多様なサービスへと移行するとともに、サービスとして必要なものは自ら選択、契約し利用する方向に変わってきています。

どのようなサービスがあっても、必要な人に情報が届かなければ、利用につながりません。また、サービスが利用できても、周りに知っている人がいない、孤立しているような状況では、豊かな安心した地域での生活とは言えないのではないのでしょうか。もし、ご近所同士のちょっとした付き合いがあれば、情報が届き、サービスを利用できることにつながるかもしれません。親子の遊べる場や高齢者が集える場、地域の情報や課題について話し合いができる機会など、身近な地域でお互いが知り合い、つながりができる場や機会があれば、公的サービスで対応できない困りごとの解決に結びついたり、孤立を防ぐことにつながるかもしれません。

都筑区では、人と人がつながるきっかけである「であい」をつくり、そのうえに「ささえあい わかちあい」ができるような人のつながりを広げていくという考えから、人と人との「**であい ささえあい わかちあい**」を基本理念とし、行動していくための「**都筑区地域福祉保健計画（第1期計画）**」を平成18年に策定し、22年度までの5年間の計画として進めてきました。

地域では、「地域情報誌の作成」や「災害時における要援護者の支援」、「孤立しがちな高齢者の見守り」、「子育てサロンの開催」など、人と人がつながりささえあっていくための主体的な取組が進められ、第1期計画の取組として大きな成果となっています。一方、第1期計画の目標に向けた取組を通して、また、平成21年度に実施した区民意識調査結果や「地域懇談会」での意見等により、「地域のつながりの希薄化」や「活動や取組の担い手の不足・固定化」、「家族以外の社会的支援が必要な人の増加」が今後取り組むべき課題として明らかになってきています。

第2期計画では、明らかになってきた都筑区の課題に的確に対応できるよう、重点を置くべき課題を明確にし、より焦点を絞った計画とするとともに、第1期計画の取組成果を生かし、都筑区の課題解決に向けた地域の主体的な取組がさらに豊かになることで、「人と人とのつながりが実感でき、お互いにささえあえる地域づくり」を目指していきます。

2 計画の位置づけ

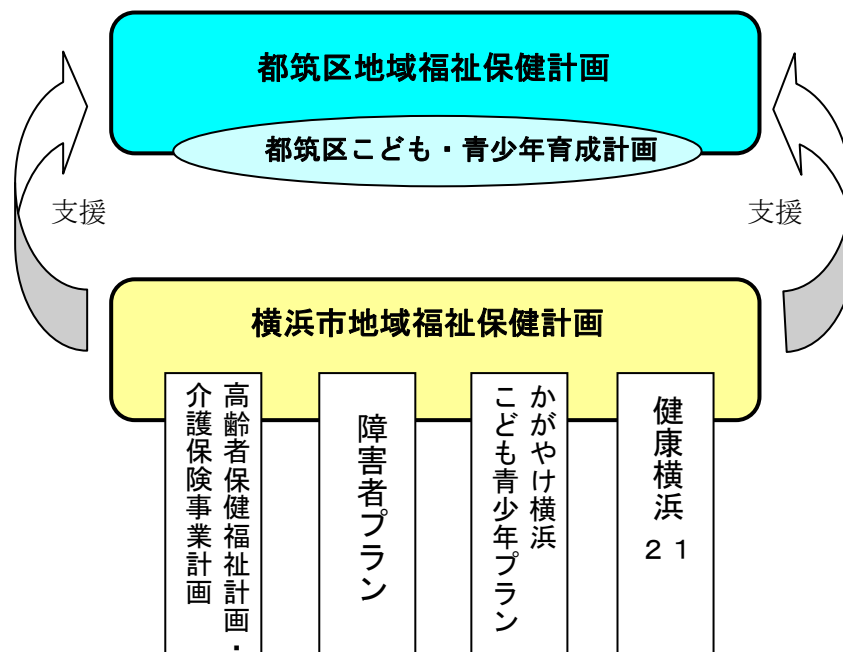
○ 都筑区地域福祉保健計画の位置づけ

平成15年4月に施行された社会福祉法第107条において、「地域福祉計画」は市町村で定めることになりました。横浜市では、区ごとの特性を生かした18区の地域福祉保健計画と、区計画を支援する全市計画が策定され推進されています。都筑

区では、第1期計画から、福祉だけでなく、保健分野も含めて策定しており、第2期計画においても引き続き「都筑区地域福祉保健計画」として策定しました。また、横浜市では、高齢・障がい・子ども・健康づくり等の分野別計画がありますが、地域福祉保健計画は、個別の行政計画と地域福祉保健サービスを「地域」の視点でつなぐ役割を果たす関係にあります。

○ 都筑区こども・青少年育成計画との関係

都筑区こども・青少年育成計画は、「こども・青少年が健やかに育ち、子育てがしやすいと実感できるまち 都筑」を基本理念とし、「こどもの発達段階に応じた自立の支援」、「子育て家庭への支援の充実」、「配慮を必要とするこどもや家庭への適切な支援」、「中学校区ごとの家庭・地域・学校の連携強化と子育て支援ネットワークの形成」を施策の柱とする計画で、平成22年3月に策定された都筑区独自の計画です。この計画は、「都筑区地域福祉保健計画」における「目標5 子育て支援、青少年の育成支援」を踏まえており、子育て・子育てを通して「人と人とのであい ささえあい わかちあい」を実感できる仕組みをより一層充実しようとするものです。



◇地域福祉保健計画とは◇

誰もが住みなれた地域で安心して暮らすことができるまちをつくるため、地域の福祉保健を推進するための基本理念や課題を明らかにし、課題解決に向け、区民、事業者、行政が協働で取り組む計画です。

◇地域福祉とは◇

「福祉」というと、児童、障害、高齢者等の分野別に提供される専門的なサービスとして捉えられがちな面があります。これは、福祉関係の法体系が、サービスの利用者と提供者を円滑に結びつけるために、分野ごとに組み立てられていることによるものです。一方、誰もが地域の中で安心して暮らしていくためには、このような「分野別の福祉」だけでなく、防災や防犯、健康づくり、まちづくりなど、人々の日々の暮らしを支え、充実するための取組のすべてが「地域福祉」の活動や実践として、幅広く捉える必要があります。

3 計画の策定経過

第2期計画は、平成23年度から進めていく計画のため、平成21年度、22年度の2年間にわたり、多くの地域住民や福祉保健関係者など幅広い参加により計画づくりを進めました。

21年度の策定経過

・平成16年度から継続して開催してきた「地域懇談会」での意見や、各種統計データ、区民意識調査等を踏まえ、**都筑区地域福祉保健計画推進委員会**※において、第2期計画における「重点課題」と「取組の方向性」について検討しました。

● 第2期計画における「重点課題」と「取組の方向性」について検討

地域懇談会での意見

区民意識調査等の結果

各種統計データ等分析

※都筑区地域福祉保健計画推進委員会は、保健・医療・福祉関係者、地域住民代表、学識経験者、行政関係者で構成され、計画の推進及び策定に関する事項について協議を行う組織です。

22年度の策定経過

・15の連合町内会自治会エリアごとの行動計画の策定に向け、地域の住民同士が話し合う「地域懇談会」を開催し、**地区ごとの目標や取組について検討**しました。

・「地域懇談会」での意見を反映し、**都筑区地域福祉保健計画推進委員会**において第2期計画の素案を検討しました。

● 15の連合町内会自治会エリアごとの行動計画の検討

● 計画素案の検討

地域懇談会の開催

・「都筑区の重点課題」を共有するとともに「取組の方向性」をテーマに話し合いを行い、**地区ごとの目標や取組について検討**

地域懇談会での意見を反映



15の連合町内会自治会エリアごとに開催

計画素案について意見募集

平成23年1月4日～25日の期間で区民意見を募集

・意見募集でいただいた意見を参考にしながら、**計画を策定**しました。

● 計画の検討

第2期都筑区地域福祉保健計画の発表

平成23年2月19日 計画発表会